

<報道発表資料>

令和5年3月10日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- |   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | 処 分 内 容         | 懲戒処分（免職）   |
| 2 | 処 分 年 月 日       | 令和5年3月10日  |
| 3 | 職名・氏名・年齢・性別     | 教諭・鹿島 修一・62歳・男性  |
| 4 | 所 属 名           | 県立和光国際高等学校   |
| 5 | 発 生 年 月 日       | (1) 令和4年5月4日及び5月5日<br>(2) 令和4年6月17日  |
| 6 | 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | (1) 当該職員は、令和4年5月4日（水曜日）、千葉県内の遊戯施設において、階段を上る一般女性の後方から、当該職員所有のデジタルカメラでスカート内を撮影した。また、令和4年5月5日（木曜日）、同施設内のベンチに座る一般女性の正面から、当該職員所有のデジタルカメラでスカート内を撮影した。<br>(2) 当該職員は、令和4年6月17日（金曜日）午後11時頃、東武東上線の車内において、本人の同意なく、一般女性の全身及び下半身を当該職員所有のデジタルカメラで撮影した。 |

【処分2】

- |   |                 |  |
|---|-----------------|--|
| 1 | 処 分 内 容         | 懲戒処分（停職1月）   |
| 2 | 処 分 年 月 日       | 令和5年3月10日  |
| 3 | 職名・年齢・性別        | 教諭・43歳・男性  |
| 4 | 所 属 名           | 八潮市立八潮中学校  |
| 5 | 発 生 年 月 日       | 令和4年12月14日   |
| 6 | 事 件 ・ 事 故 の 概 要 | 当該教諭は、令和4年12月14日（水曜日）、午後3時45分頃、生徒3名に対し指導を行った際に、暴言・威嚇による不適切な指導を行ったほか、頭突きをする、頬を平手で叩く、腹部を殴る、蹴る、首元をつかんで黒板に叩きつけるなどの体罰を行い、1名の生徒に左耳鼓膜が破れる負傷を負わせるなどした。 |

### 【処分3】

- |   |                 |                                |
|---|-----------------|--------------------------------|
| 1 | 処 分 内 容         | 懲戒処分（戒告）                       |
| 2 | 処 分 年 月 日       | 令和5年3月10日                      |
| 3 | 職 名 ・ 年 齢 ・ 性 別 | 教諭・32歳・男性                      |
| 4 | 所 属 名           | 西部地区・県立高等学校                    |
| 5 | 発 生 年 月 日       | (1) 令和4年6月15日<br>(2) 令和4年9月26日 |
| 6 | 事 件 ・ 事 故 の 概 要 |                                |

- (1) 当該職員は、令和4年6月15日（水曜日）午後2時12分頃、普通乗用自動車を運転して出張先から勤務校へ戻る途中、さいたま市大宮区宮町四丁目115番地3先の路上に出るに当たり、相手方女性運転の自転車に自車を衝突させた。  
その結果、同女性に加療約1か月間を要する左足腓骨遠位端骨折の傷害を負わせた。
- (2) 当該職員は、令和4年9月26日（月曜日）午後9時50分頃、普通乗用自動車を運転して退勤途中、さいたま市西区飯田新田6-6先の路上において、指定速度を時速25キロメートル以上超過して走行した。

### ● 問合せ先

#### 【処分1・3】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当 堀口  
直通 048-830-6726 内線 6726  
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

#### 【処分2】

教育局 小中学校人事課 管理指導担当 澤田  
直通 048-830-6933 内線 6936  
E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp